

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(ク)第1028号  
決定日 令和7年11月21日  
裁判所 最高裁判所 第三小法廷  
裁判長裁判官 石 兼 公 博  
裁判官 林 道 晴  
裁判官 渡 辺 恵 理 子  
裁判官 平 木 正 洋  
裁判官 沖 野 眞 巳  
当事者等 抗告人 小 鷗 希 晶  
抗告人 今 中 誠 真  
抗告人 小 野 愛 佳  
抗告人 清 水 純 花  
抗告人 石 井 君 尚  
抗告人 倉 橋 紗 弥 香  
抗告人 椎 葉 実 希  
抗告人 福 永 誠 聖  
上記8名代理人弁護士 徳 永 信 一 ほか  
原裁判の表示 東京高等裁判所令和7年(ラ)第1003号(令和7年9月11日  
決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

令和7年11月21日

最高裁判所 第三小法廷

裁判所書記官 尾崎 由希子

これは正本である。

同日同庁  
裁判所書記官 尾崎 由希子

